

川崎市交通局職員表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市交通局企業職員服務規程（平成18年交通局訓令第1号。以下「服務規程」という。）第26条の規定に基づき、交通局職員として他の職員の模範となる安全、安心、信頼、快適に係る取組姿勢を評価することにより職務意欲の向上を図ることを目的とするものとする。

(表彰の種別)

第2条 服務規程第26条第1項に規定する表彰の種別は、次に定めるとおりとする。

- (1) 市長表彰
- (2) 局長表彰
- (3) 所属長表彰

(表彰の時期)

第3条 表彰は、川崎市交通局長（以下「局長」という。）が必要であると認めた場合にこれを行う。

(推薦書の提出)

第4条 川崎市交通局分課分掌規程（昭和27年交通部規程第1号）第2条の表に掲げる組織の長（労務担当課長を含む。）及び川崎市交通局現業機関設置規程（昭和30年交通部規程第5号）第2条第2項の表に掲げる組織（管理委託をしている営業所を除く。）の長（以下「所属長」という。）は、服務規程第26条第1項の各号に該当する職員がいる場合には、推薦書を次条に定める川崎市交通局職員表彰審査委員会（以下「委員会」という。）に提出する。

(委員会)

第5条 第2条に規定する表彰の適正を期するため、委員会を置く。

(構成)

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は企画管理部長の職にある者を、副委員長は自動車部長及び庶務課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、専門技術的な事案の審査について必要があると認めるときは、前項の委員のほか、職員のうち適当と認める者を専門委員として指名することができる。

(委員会の開催)

第7条 委員会が必要に応じ委員長が召集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議決方法)

第8条 委員会の議事は、委員が3分の2以上出席し、その過半数で決定しなければならない。

2 表決数が可否同数のときは、委員長が決定する。

(内申)

第9条 委員会において決定した事項については、委員長がその理由を具して局長に内申する。

(議事参与の制限)

第10条 委員長及び委員は、自己、配偶者、4親等内の血族又は3親等内の姻族に関する事案については、その議事に参与することができない。

(表彰)

第11条 局長は、委員会からの内申を受け、必要と認めた場合にこれを表彰する。

(掲載)

第12条 服務規程第26条に定めるところにより表彰された者は、局報にこれを掲載する。

(表彰の取消し)

第13条 局長は、被表彰者に表彰するにふさわしくない行為があった場合は、表彰を取り消すことができる。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、庶務課職員係で処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

委員長	企画管理部長
副委員長	自動車部長
副委員長	庶務課長
委員	管理課長
	安全・サービス課長
	塩浜営業所長
	鷲ヶ峰営業所長
	菅生営業所長